

〈共同研究〉

「持続可能社会への転換と労働・社会保障法—ケイパビリティ構築の制度的保障による職業能力形成を中心に」

複数就業を行う大学非常勤講師の社会保障の状況

— 大学非常勤講師組合の調査から

濱 畑 芳 和*

1 問題意識

多様な働き方の一つとして、複数就業（複数の仕事のかけもち）が広がりつつある。複数就業の一つである副業・兼業を促進する検討が進められており¹⁾、実際に企業でも解禁したところがある。

就業者が複数就業を選択するには、自己実現や収入の増加などさまざまな理由があげられているが²⁾、本業と兼業・副業のかけもちではなく、本業を有しない、パートやアルバイトばかりを掛けもちするような複数就業の実態については、非常に把握しづらい。

そして、社会保険などの社会保障の適用においても、本業を有する者は被用者保険たる健康保険や厚生年金が適用されている一方、本業を有せず複数就業を行う者については、被用者でありながらもそれぞれの雇用関係においては被用者保険の適用要件を充足しないため、やむなく国民健康保険や国民年金に加入しているものと考えられる。同じ労働者でありながら被用者保険加入が認められず、低劣な保障水準に甘んじている本業を有しない複数就業者が多数存在するものと考えられるが、その実態についてもまた、明らかではない。

さて、本業を有しない複数就業の働き方の一つに、大学非常勤講師がある。

現在の大学教育は非常勤講師（兼任講師とも呼ばれる）に大きく依存しており、とりわけいず

の大学においても専任ではない非常勤講師（以下「専業非常勤講師」という。）の存在なしには、授業を満足に展開することが困難な状況にあるほどであるといえる。

そして専業非常勤講師は、大学で講義を担当する程度の高度な専門性が求められながら、その賃金の低劣さから複数の大学に雇用されることを前提とする働き方をすでに行っている。そして、一つ一つの大学との関係においては、被用者でありながら被用者保険には加入することができていない者が大多数である。こうした専業非常勤講師の働き方の実態から、本業を有しない複数就業における社会保障に関する問題点を探ることができると思われる。

本報告は、こうした問題意識の下、本業を有しない複数就業者における社会保障の状況の一端を明らかにするものとして、大学非常勤講師の社会保障の適用状況に関する既存の調査の紹介と、これに関連して組合関係者に対する聞き取りを行ったので、取り急ぎその結果をまとめたものである。

2 調査について

(1) 調査の概要

大学非常勤講師を主たる対象とする労働組合として、大学非常勤講師組合が東名阪の大都市圏においてそれぞれ結成されている。

これらのうち、研究代表である木下秀雄龍谷大学教授、客員研究員たる嶋田佳広佛教大学教授と

* 立正大学社会福祉学部 准教授

表 1 大学教員の分類と定義

1. 専業非常勤	主に大学の非常勤講師を職業としている人
2. 非常勤兼職	主に他の非常勤職を職業としている人
3. 本務校あり	他大学の常勤の教員
4. 常勤兼職	大学教員以外の、常勤職についている人
5. 年金あり	年金収入のある人

出典：「報告書」p.7

表 2 大学教員の分類別の男女比、日本国籍の者の占める割合、平均年齢、平均年収、年収250万円未満の者の占める割合、非常勤講師給の占める割合、勤務校数の平均 (n=1011)

	男女比 上段（人） 下段（割合）	日本国籍を有する者 上段（人） 下段（割合）	平均年齢	平均年収	年収250万円 未満の者の 占める割合	非常勤講 師給の占 める割合	勤務校数 の平均
1. 専業非常勤	266：329 45%：55%	453 76%	45.3歳	306万円	44%	91%	3.1校
2. 非常勤兼職	86：57 60%：40%	124 88%	43.1歳	316万円	45%	29%	2.0校
3. 本務校あり	102：22 82%：18%	81 65%	47.2歳	872万円	0%	9%	2.2校
4. 常勤兼職	65：25 72%：28%	83 91%	49.4歳	768万円	6%	9%	1.5校
5. 年金あり	46：8 85%：15%	54 100%	66.8歳	428万円	2%	21%	1.8校
合計／平均	565：441 56%：44%	795 79%	46.7歳				
総回答数	1006	1004	1004	959	959	972	1004
報告書の出典	図表 1 (p.8)	図表 2 (p.9)	図表 9 (p.11)	図表13 (p.14)	図表13 (p.14)	図表14 (p.15)	図表20 (p.19)

筆者は、関西圏大学非常勤講師組合（事務所・大阪市中央区、以下「組合」という。）を2020年1月30日に訪問し、江尻彰書記長を含め2名から、組合員の状況（下記(2)）、組合員の社会保険（健康保険、公的年金）加入状況（下記(3)）、社会保険に関する組合としての対応（下記(4)）、その他（労働保険など）（下記(5)）の4点について聞き取りを行った。

なお、聞き取りの際、江尻書記長から「大学非常勤講師の実態と声2007」³⁾（以下、「報告書」という。）を示された。当該報告書に記載されている調査は組合ら6組合が2005年に実施されたものであり、その後の調査ができていないとのことであったが、15年前の組合員の実態が、現在とはほぼ変化がないとの所感を組合として持っているとのことである。したがって、この報告書に記載された調査結果で明らかになった実態と、現在の大学

非常勤講師の置かれている状況は大きく変わるものではないことを前提として、以下ではこの報告書の一部についてもあわせて紹介することにする。

(2) 組合員の状況について

まず、組合における組合員の状況について尋ねたところ、外部には非公表であるとのことであったが、これに代わるものとして報告書が示された。

報告書に記載されている2005年の調査の対象は6つの組合（注3参照）の合同調査であり、回答は郵送・手渡しによる回収（381名）およびインターネットによる回収（630名）が行われた（計1011名）。

報告書では、大学教員の分類と定義について表1の通り5つに分類し定義している。そして、各調査項目について、それぞれの分類ごとに集計を行っている。

表3 専業非常勤の大学および大学以外の担当コマ数

(単位：人(%)、n=594(大学のコマ数)、n=542(大学以外のコマ数))

	0 コマ	1～3 コマ	4～6 コマ	7～9 コマ	10～12コマ
大学のコマ数	0 (0%)	77 (13%)	121 (20%)	128 (22%)	124 (21%)
大学以外のコマ数	395 (73%)	109 (20%)	28 (5%)	3 (1%)	6 (1%)
	13～15コマ	16～18コマ	19～21コマ	22コマ以上	平均値
大学のコマ数	76 (13%)	36 (6%)	26 (4%)	6 (1%)	9.2コマ
大学以外のコマ数	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	3.2コマ

出典：「報告書」図表21、図表23 (p.20)

表4 大学教員の分類別の自分の職場の社会保険に入っている者、および非常勤先で社会保険に入りたいと回答した者の数及び割合

(単位：人(%))

	自分の職場の社会保険に入っている者の数及び割合	非常勤先で社会保険に入りたいと回答した者の数及び割合
1. 専業非常勤	18 (3%)	438 (79%)
2. 非常勤兼職	16 (12%)	90 (75%)
3. 本務校あり	119 (97%)	2 (67%)
4. 常勤兼職	55 (61%)	15 (50%)
5. 年金あり	21 (40%)	16 (59%)
合計/平均	229 (23%)	561 (77%)
総回答数	1002	731
報告書の出典	図表28 (p.24)	図表31 (p.25)

回答者の構成の概略については表2の通りである。

専業非常勤・非常勤兼職と本務校あり・常勤兼職との間の年収に約3倍弱の開きがあり、年収格差が際だっている。また、年収250万円未満の者の占める割合が、専業非常勤・非常勤兼職において半数近くを占めていること、専業非常勤の非常勤講師給の占める割合が91%であることが注目される。

専業非常勤の勤務校数は、1校が87人(15%)、2校が115人(19%)、3校が168人(28%)、4校が138人(23%)、5校が57人(10%)、6校以上が31人(5%)であり(総回答数596、「報告書」図表20 (p.19) 参照)、専業非常勤の8割以上の者が複数校に勤務していることがわかる。

専業非常勤の担当コマ数については、表3の通

りである。最も人数が多いのが7～9コマとなっており、続いて10～12コマ、4～6コマとなっているが、本務校ありの担当コマ数で最も人数が多いのが1～3コマ(84人、77%、図表21 (p.20) 参照)であることと比較すると、個人差はあるかと思われるが、専業非常勤が本務校ありの2～4倍程度のコマを担当していることがうかがわれる。

(3) 組合員の社会保険適用状況について

次に、組合員の社会保険適用状況について尋ねたところ、外部には非公表であるとのことであったが、これに代わるものとして報告書が示された。

雇用される大学の被用者保険(健康保険、年金)に加入できているか、また加入を希望しているかについては、表4の通りである。

とりわけ、専業非常勤が職場の社会保険にほと

表 5 専業非常勤の健康保険の加入状況

(単位：人(%)、n=554)

国民健康保険	扶養家族として	民間の保険	加入していない
414 (75%)	83 (15%)	36 (6%)	21 (4%)

出典：「報告書」図表29 (p.25)

表 6 専業非常勤の国民年金保険料の納付状況

(単位：人(%)、n=533)

払っている	免除されている	第三号	払込期間終了	払っていない
373 (70%)	19 (4%)	38 (7%)	13 (2%)	90 (17%)

出典：「報告書」図表30 (p.25)

表 7 専業非常勤の国民健康保険料(年額)

(単位：人(%)、n=377)

5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上 40万円未満	40万円以上 50万円未満	50万円以上	平均保険料 年額
25 (7%)	34 (9%)	91 (24%)	96 (25%)	47 (12%)	39 (10%)	45 (12%)	26.4万円

出典：「報告書」図表32 (p.25)

んど加入できておらず、かつ非常勤先での加入を希望する者が約8割を占めている点が注目される。

専業非常勤の社会保険加入状況については、表5および表6の通りである。健康保険に関しては、75%が国民健康保険、15%が扶養家族と回答し、約9割の者は何らかの健康保険に加入していることがうかがわれる。ただ、民間の保険と回答した者と加入していないと回答した者が1割程度おり、国民皆保険体制の下で公的な健康保険にカバーされていない層がこれほどの割合でいるということは注目すべきであろう。国民年金保険料の納付状況に関しては、7割が払っていると回答し、第三号被保険者になっている者、免除されている者も含めると8割程度は国民年金による保障が及ぶところ、払っていないと回答している者が17%おり、将来の年金保障において不安の残る結果となっている。

専業非常勤の国民健康保険の保険料(年額)については、表7の通りである。専業非常勤の平均年収が306万円(表1参照)であることに鑑みると、この低い収入から、さらに年収の約1割～2割弱の保険料負担を強いられている実態がうかがえる。

また、大学非常勤講師の労働・教学条件につい

て不満な点を聞いたところ(複数回答あり)、健康保険・年金がついていないことに不満があると回答した者が565人と、回答者数(n=874)比で65%を占めている(「報告書」図表39 (p.29)参照)。

(4) 社会保険に関する組合としての対応について

次に、組合として非常勤講師の社会保険加入に関する対応と、非常勤講師に対する社会保険適用状況に関する所感についてたずねた。

まず、組合が大学側との団体交渉時、非常勤講師の社会保険加入に関する要求を行っているか尋ねたところ、要求は行っているが、要求を受け入れる大学はほとんどないという回答であった。

大学が非常勤講師の社会保険加入を認めない理由について、非常勤講師であることのみをもって加入を拒絶することはないが、すべての非常勤講師の労働時間が私学共済の加入要件(週20時間以上)に満たないために加入させられない旨、組合に対し回答する大学がある(京都・私立A大学)。また、非常勤講師については一切加入を認めない旨の規定があるため、加入を認めない大学がある(大阪・私立B大学)とのことである。

これらとは逆に、非常勤講師で社会保険加入が

認められ、組合が把握している例として、週10コマ以上を担当する非常勤講師について私学共済加入を認める大学（京都・私立C大学）や、週5コマの担当で私学共済加入を認めた大学（大阪・私立D大学）があるとのことである。

また、組合が社会保険適用に関する現状をどのように捉えており、どのように改善していけば良いと考えているのか尋ねた。

組合としては今後も非常勤講師の社会保険加入については要求するが、被用者保険の制度上の課題があることも指摘された。たとえば、複数の大学をかけもちする非常勤講師が、仮に私学共済の加入が認められたとしても、私学共済には1校でしか加入することができず、たとえば当該学校で2コマだけ担当している場合、他の大学でも数コマ担当している場合であっても、私学共済にはその2コマ分の給与に対して保険料が算定され納付することとなるため、短期保険医療給付（健康保険）の保障があることは有利に働くものの、厚生年金の報酬比例部分にはわずかな額しか反映せず、老後の所得保障としては不安が残るとのことである。

(5) その他（労働保険など）について

最後に、労働保険の適用状況などを含め、その他の事項について尋ねた。

まず、労災保険についてである。報告書の質問項目に、非常勤講師にも労災保険が適用されることを知っているかを尋ねているものがあるが、「知っている」と答えた者が全体で28%に過ぎない（「報告書」図表36（p.27）参照）。

非常勤講師にも労災保険が適用されるとしても、複数の大学において雇用されている場合がほとんどであり（表3参照）、給付事由が生じた場合、被災した就業先たる大学における給与をもとに給付基礎日額および算定基礎日額が算定され、これに給付率を乗じて算定されるため、保障が低くなることが問題である。実際、甲大学から乙大学へ向かおうとした際に負傷した非常勤講師の補償について、乙からの補償や勤務配慮（通勤にタクシー使用を認めるなど）は得られたが、甲からの配慮がまったく得られなかったとの事例報告もあ

った。

次に雇用保険についてである。雇用保険の適用には「1週間の所定労働時間が20時間以上であること。」という労働時間要件があり、ほとんどの非常勤講師はこれを満たせないため、加入している者はほとんどいない。仮に加入要件を充足しており、当該大学において雇用が終了（雇止め）したとしても、複数の大学で雇用されており、他の大学での雇用が継続する場合には失業等給付を受けることはできない。つまり、非常勤講師にとっては雇用保険にはほとんど意味がない、とのことであった。

その他、組合としていま課題と考えていることについて、いくつか話を伺った。

まず、非常勤講師の雇用形態についてである。大阪のある国立大学において、非常勤講師は準委任契約であるとし、労働法規の適用はないとしている点が問題であると指摘されている（なお、団体交渉には応じているとのことである）。

また、労働契約法に基づき有期雇用労働者の無期転換権が認められているが、これを回避するために「5年ルール」を設けて非常勤講師等の有期雇用の教員を雇止めする大学があること、また無期転換が認められている大学に雇用される非常勤講師が無期転換の申込権が発生していたとしても、これを行使しづらい環境にあること、無期転換権の周知義務がないことを奇貨として、該当する非常勤講師になんらの案内も行っていない大学もあるとのことであった。

さらに、非常勤講師の高齢化に伴う問題も課題として認識しているとのことであった。非常勤講師という不安定かつ低収入の働き方が何十年も継続しており、被用者保険に加入できない者がほとんどであるため、国民年金を真面目に納付していたとしても、途中の加入期間に免除や猶予等の保険料納付をしていない期間がある者がほとんどであり、老齢基礎年金の満額（2020年度において781,700円）に満たない月額数万円の年金保障しか得られず、老後の年金保障が非常に脆弱であることを懸念していると述べられていた。これに対する組合の要求として、各大学に対し、非常勤講師の定年年齢を引き上げ、高齢期を迎えても雇用

を保障するよう求めているとのことである。

3 考察と今後の課題

複数就業が前提となる大学非常勤講師の働き方と、これらの者に適用される社会保障の脆弱さについて、上記のような状況であることが明らかとなっている。大学非常勤講師という非常に限られた範囲での調査であり、もちろん複数就業を網羅しているわけではないが、複数就業に関する一定の傾向と課題点を観察することは可能である。ここではいくつかの課題点を摘示するにとどめ、今後の課題としておきたい。

まず、複数の事業所に短時間ずつ雇用される働き方であるため、いずれの事業所においても加入要件を満たせないことから、被用者であるにもかかわらず被用者保険の適用がほとんどなされていないことがあげられる。

国民皆保険、皆年金体制の下で、全国民がなんらかの健康保険や年金に加入していることが建前であり、国民健康保険や国民年金が適用されていれば良いではないか、と見る向きもあるかもしれない。しかし、同じ労働時間であっても、1つの事業所に長時間働く働き方であれば被用者保険が適用され、複数の事業所に短時間ずつ働く働き方であれば適用されないことは、複数就業を広く認めていく場合にあっては問題視されなくてはならないだろう。今後なし崩し的に複数就業の働き方が広がった場合、労働者が国民健康保険にはほとんどないとされる傷病手当金制度が利用できないという不利益を被ることや、厚生年金に加入できないことにより将来の低年金が懸念される層が広がることも予想される。

保険財政の観点からみても、事業主が本来負担しなければならない被用者保険の事業主負担を、複数就業に仕事を分割することによって逃れているという点をどう評価すべきか、検討する必要があるだろう。

また、所得水準の低い者にとって国民健康保険や国民年金の保険料負担感が強いことも、上記からうかがえることである。低い収入から1割～2割ほどを保険料に充てなくてはならないという負

担感が、専業非常勤の1割程度の者が公的な健康保険制度に加入できていない実態に表れているといえる。また、国民年金保険料は2020年度において16,540円（年額198,480円）と、非常勤講師給半期1コマ分を優に超える負担である。国民健康保険や国民年金には事業主負担が含まれないのは被保険者の構成からみて当然視されてきたことではあるが、負担する側からみた場合の負担感は無視できないと考えられ、保険料負担をどのように軽減することができるのか、検討の必要があるように思われる。

非常勤講師に関する固有の課題としては、本専校あり（専任教員）の2～4倍のコマ数を負担しながら、3分の1程度の収入しか得られないという、専任と非常勤のすさまじい待遇格差と、低劣な非常勤講師給である。2020年4月からパートタイム・有期契約労働法（短時間労働者及び有期契約労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の改正により同一労働同一賃金の導入が図られているところ、このような待遇格差が不合理なものではないと言い切れるのか評価することが必要であり、不合理であるとすれば待遇格差の是正が行われることが急務であろう。

最後に、団体交渉に向かわれる大変多忙な中、調査にご協力いただき、資料をご提供くださいました関西圏大学非常勤講師組合の江尻彰書記長ほか組合の皆様に対し、記して感謝を申し上げたい。

注

- 1) 「柔軟な働き方に関する検討会報告」（2017年12月25日）。
- 2) 「副業・兼業に関するデータ（複数就業者についての実態調査（JILPT調査）」2019年10月18日 第155回労働政策審議会労働条件分科会 参考資料No.3。
- 3) 関西圏大学非常勤講師組合、首都圏大学非常勤講師組合、University Teachers Union、NUGW 東京南部、ゼネラルユニオン、福岡ゼネラルユニオン「大学非常勤講師の実態と声2007」2007年4月1日。同報告書は組合ホームページ（<http://www.hijokin.org/en2007/>）に掲載されている。